

# 「しづや いきいき あんしん プラン

(第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画)」 (中間のまとめ)

## に関するパブリック・コメント意見一覧

### 1 実施期間

令和2年12月1日から令和2年12月25日まで

### 2 提出方法及び提出者数

提出方法	人数
郵送	2
持参	1
ファックス	2
電子メール	2
計	7

### 3 意見総数

63件

※複数のご意見をいただいたものがあるため、意見総数と提出者の合計は一致しません。

#### 4 提出された意見及びそれに対する区の考え方

番号	意見要旨	区の考え方
<b>計画全般について</b>		
1	<p>行政が高齢者の暮らしを支え、安心して暮らせるために、高齢者の実態をきめ細かく把握し、高齢者1人1人の実情に合うような計画策定を求める。また、区民が必要なサービスを利用できるように制度の周知徹底の強化を具体化してほしい。地域で自主的に高齢者の暮らしを支える取組に対しても援助を強め、地域全体の支える力を強化してほしい。</p>	<p>第8期計画策定にあたり、令和元年度に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」、「介護サービス事業所調査」を実施し、高齢者の生活の実態や介護保険サービスの利用・給付状況の把握に努めております。</p> <p>また、3年に1度の「しぶや高齢者のしおり」の発行や区ホームページでの介護サービスの周知など情報提供の充実を図り、適正な制度利用や運営を図っております。地域包括支援センターの機能を強化することで、更なる制度の周知徹底に取り組んでまいります。</p> <p>第8期計画では地域共生に向けた取組の推進を重点的な取組として掲げ、地域住民同士の支えあいのネットワーク強化、包括的な支援体制の構築を進めてまいります。</p>
2	<p>自助・共助の部分が多く述べられているが、区の事業計画としては「公助」が一番中心に据えられるべきである。</p> <p>①介護保険の負担軽減策(利用者負担の軽減)</p> <p>②利用しやすい仕組みづくり</p> <p>③介護人材の育成・確保をどう行っていくかを検討すべきであり、真に「安心・安全・しあわせな」プランの策定を求める。</p>	<p>あらゆる人がつながり、相互に相談や支援ができる「共助ネットワーク」を活かしたささえあいのまちづくりを基本理念とし、第8期計画を策定しております。</p>

3	<p>介護人材の確保・定着・育成や感染症発生時や災害時の取組は、障がい福祉推進計画でも大きな柱になっている。他にも様々な計画で重なり合う部分があると感じている。一つ一つの計画の中で取り組むだけでなく、包括的、横断的に取り組んでいくことで新たな気付きや展開に結びつくことを期待する。</p>	<p>課題は様々な分野をまたがっており、計画策定において、他所管との連携、課題の共有は重要であると考えております。第8期計画では、包括的な相談支援体制の構築を目指すなど他所管、他計画との連携をしながら計画策定に取り組み、策定後も引き続き推進してまいります。</p>
4	<p>PDCA サイクルの中で、C➡A が弱いように感じる。それぞれの計画独自路線のみで進行管理を進めていくのではなく、他の計画と協働体制をとっていくことを望む。</p>	<p>「前期計画の実績と課題」において、前期計画の点検・評価をし、計画策定をしております。 前期計画の評価・点検をして、他所管と他計画について情報共有を図りながら、計画の見直しを進めてまいります。</p>
5	<p>自立支援目標の設定については保険者機能強化推進交付金の指標目標達成を自己目的化しないようにしてほしい。</p>	<p>保険者機能強化推進交付金の指標は国が保険者に求めている指針に合わせ毎年指標が設定されています。計画における自立生活支援に関する目標については、それらの指標も踏まえて検討し設定しています。</p>
<p><b>地域共生社会の実現について</b></p>		
6	<p>地域包括支援体制の構築においては、地域社会で尊厳ある生活と人生を支える視点から、障がいや困難による個別のニーズに対する専門性に裏付けられた支援を基礎とし、それぞれの支援サービスの充実を図ってほしい。</p> <p>また、住民主体の取組として自治体の責任・公的支援を縮小させ、住民の活動に移し替えていく「互助」の制度化としないようにすべきである。</p>	<p>地域包括支援体制の充実に向け、あらゆる方の立場を尊重し、それぞれにあったサービスの提供を進めてまいります。</p> <p>行政の責任や支援を縮小するのではなく、住民主体の取組により、人々とのつながりを通じて、住民同士の相互支援が生まれることが期待できると考えております。</p>

7	<p>地域包括支援体制の周知徹底、高齢者世帯の状況把握、いつでも気軽に相談できる体制を強めてほしい。</p>	<p>地域包括支援体制の周知徹底、高齢者世帯の状況把握、いつでも気軽に相談できる体制について、地域包括支援センターを中心とした体制づくりを行っており、更なる充実を図ってまいります。</p>
8	<p>「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」のポイントが整理されているが、「地域共生社会」については、「人間の尊厳」を実現可能な、ゆとりをもった事業計画でなければならない。下記に留意しながら、注意深く進めてほしい。</p> <p>① 国は2016年「一億総活躍社会」に地域共生社会の実現を盛り込み、「我が事丸ごと共生社会実現本部」を設置したが、支援の生産性と効率性をさらに上げ、社会保障費の支出抑制と公的責任の更なる後退である。</p> <p>② 地域住民は今、コロナ禍も重なり、現場の担い手、利用者たる要介護者、要支援者、その家族等が競争と生産性向上を強いられ、現場の実態は、より一層厳しいものとなっている。弱い者が苦しみ、排除されてしまうのではないか。「共生」でなく上からの「強制」になりかねない。</p>	<p>①②地域共生社会とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。</p> <p>第8期計画では、地域共生社会の実現を施策の柱の一つとして掲げ、生活上の課題を抱える区民が包括的な支援を受けられる地域づくりを目指し、地域共生に向けた取組の推進を重点的に取組むこととしています。</p>

<p>③ 要支援者・要介護者・障がい者等の介護や支援を、地域住民等に押しつけることで、「障害者は社会のお荷物」といった意識が蔓延しかねない。</p> <p>④ 要支援者・要介護者・高齢障害者と介護現場の職員の「人間の尊厳」を守りぬくために、まずは地域包括支援センターの専門職や介護職を大幅に増やし、賃金や労働条件を抜本的に良くする体制をつくっていくべきだ。</p> <p>⑤ 認知症の人の介護は、「介護保険給付」の専門的なケアを継続して受け進捗を遅らせ、その現状維持をはかることがもっとも重要である。リハビリの理学療法士や作業療法士等の専門職の活躍が、多くの認知症の人や家族を救ってきているため、渋谷区も充実してほしい。</p> <p>⑥ 区や地域包括支援センターに、孤立している高齢者等区内で見られる心配なケースに踏み込んで対応していただきたい。</p> <p>⑦ 「重層的支援体制」について、高齢者、障害者、子どもといった分野別にわかれている相談窓口が、どのような相談でも最初の窓口で丸ごと受けとめるようだが、窓口担当者や職員のレベルアップの問題や、当事者や関係者の参画の問題、どのように社会的な問題として地域に広げるかの問題が重要だと考える。それらのプロセスや課題を明らかにし、</p>	<p>③ 第8期計画では、介護を地域の方に「押し付ける」のではなく、高齢者、障がい者、介護をする人、地域住民などあらゆる立場の方がつながり、ささえあう地域づくりをしていくことを目標としております。</p> <p>④ いただいたご意見も参考にさせていただきながら、引き続き地域包括支援センターの運営体制の整備を図ってまいります。</p> <p>⑤ 渋谷区における認知症施策について、必要に応じてリハビリの理学療法士や作業療法士等の専門職とも連携を図りながら、より充実した支援を行っていきたいと考えております。</p> <p>⑥ 地域包括支援センターと連携し、ご本人へのアプローチ(声かけ、訪問等)を強化するなど、必要な支援を行ってまいります。</p> <p>⑦ 渋谷区におきましては、障がい分野を含めた相談体制の構築として、令和5年度に相談窓口の設置を予定しております。設置に当たっては、令和3、4年度におきまして、いただいた意見も参考にさせていただきながら、準備に取り組んでまいります。</p>
--	---

<p>取り組んでほしい。</p> <p>⑧「渋谷区長期基本計画」にある「地域における共生型社会の実現」について、全国での先行事例では、施設設備の面積や要件等々規制緩和型サービスであると考えられる。</p> <p>つまり、高齢者と障害児者を一事業で、一箇所で、訪問、通所、発達障害子どもデイサービス、ショートステイ等のサービスを提供する仕組みであり、その担い手の介護職員資格も共通化し、一人の福祉職員に担わせる等の仕組みとして展開することである。それは、窮極の生産性合理化であり、介護現場に大きな矛盾をもたらすことである。</p> <p>事業者からの、手上げ方式で、申請され指定を受けるようであるが、介護現場が、介護の担い手や介護の利用者・当事者の尊厳が守れないような事業計画にならないよう、慎重に取り組むよう要望する。</p>	<p>⑧「渋谷区長期基本計画」にある「地域における共生型社会の実現」とは、基本目標である「すべての人が地域で自分らしく暮らすことができるよう、子どもから高齢者、障がい者までがつながり、相互に相談や支援ができる共助ネットワークの整備を進める」ことであり、施設整備の面積や要件等の規制緩和を進めるものではありません。高齢者や障がい者の方々に対し、それぞれの世帯の状況やニーズに応じた適切なサービスや支援に繋げていくため、介護人材の確保の観点と併せて取り組んでまいります。</p> <p>なお、「共生型サービス」は、平成30年4月1日に創設され、介護保険又は障害福祉のいずれかの居宅サービス(ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ)の指定を受けている事業所が、もう一方の制度における居宅サービスの指定も受けやすくする「居宅サービスの指定の特例」を設けたものです。障がい者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするという観点と、福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点から創設された特例です。</p>
---	---

<p>⑨渋谷区役所高齢者福祉課チャンネルであげられている「中間のまとめの説明動画」におけるパワーポイント14頁「地域における共生型社会の実現」の内容について、「福祉に対する新たな価値観の創造」とあるが、「渋谷区長期計画(2017～2026)」と照らし合わせると、「テクノロジーやデザインの力によってこれまでにない新しい価値観を創造し地域全体の活性化につなげていく」と記載がある。具体的にどうということか事業計画で明らかにしてほしい。</p> <p>⑩中間まとめ12頁「介護保険法等改正のポイント」について、5番目「社会福祉連携法人制度の創設」は渋谷区ではどのようにすすんでいるのか。第8期計画では、感染症発生時や災害時の取組について、創設された「社会福祉連携法人」が担うことになるように見られるが、事業所に丸投げにせず、自治体としての責任をしっかりと果たしていくべきである。</p> <p>⑪2016年3月、厚生労働省、農林水産省、経済産業省によって、「地域ケアシステム構築に向けた公的介護保険外サービスの参考事例集(保険外サービス活用ガイドブック)」が発行された。事業者はこれを活用し、私たちにも説明しているが、中身には、地域包括支援センターのコーディネーターに、「保険外サービス活用も自助の一つ」と、その普及活用を委ねているようである。地域包</p>	<p>⑨中間のまとめの説明動画スライド14では、しぶやいきいきあんしんプランの上位計画である渋谷区長期基本計画のご紹介をしております。渋谷区長期基本計画にあるとおり、テクノロジーやデザインの力によって、これまでにない福祉の新しい価値を創造し、福祉分野の活性化を図り、第8期計画も策定してまいります。例えば、介護現場において、テクノロジーやICTの活用により、利用者の自立支援や介護者の負担軽減につながることを想定しております。</p> <p>⑩社会福祉法の一部改正により、良質な福祉サービスの提供と社会福祉法人の経営基盤の強化に向けた連携を促進するため、社会福祉連携推進法人制度が創設されました。</p> <p>第8期計画における災害時の取組等は、具体的に「社会福祉連携推進法人」を想定したものではありませんが、区と介護事業所、また介護事業所間の連携を更に強化するため、連携方法や体制づくりについて検討していきます。</p> <p>⑪自助(介護保険外サービス)が、高齢者や家族のニーズを踏まえた必要な支援として提供されることで、地域包括ケアシステムの深化・推進につながっていくように配慮してまいります。</p>
---	---

	<p>括ケアシステムの深化・推進が、営利産業優先の支援にならないよう戒めてほしい。</p>	
9	<p>新規事業として、機能強化型地域包括支援センターに包括的な相談窓口の設置が計画されたが、全てに対応できるスーパーバイザーが必要というより、生活圏である身近な地域に相談窓口が増え、そこを足掛かりに専門的・包括的な支援につながっていくことを期待する。</p>	<p>新規事業として、障がい分野を含めた相談窓口を各圏域にある機能強化型地域包括支援センターに設置し、複雑化・複合化したニーズに対応していくこととしています。</p> <p>一方で、各地域包括支援センターにおいても、機能強化型地域包括支援センターと連携しながら身近な相談窓口としての支援体制を構築してまいります。</p>
10	<p>地域包括支援体制の充実の中で、障がい分野も含めた相談体制の構築として、機能強化型地域包括支援センターに相談窓口を設置するとあるが、今でさえ業務が多岐にわたり複雑化している中で担いきれるか心配である。各地域包括支援センターの体制を強化し、その中で、生活支援コーディネーターの役割を果たせる職員を配置するようにすることが望まれると考える。</p>	<p>障がい分野を含めた相談体制の構築につきましては、令和5年度の設置を予定しております。</p> <p>設置に当たっては、令和3、4年度におきまして地域包括支援センターの運営体制を検討・整備した上で実施してまいります。</p> <p>また、地域の住民の複雑化した支援ニーズに対応できる包括的な地域づくりを推進する役割として生活支援コーディネーターを配置し、地域包括支援センターとも連携しながら地域づくりを進めてまいります。</p>
11	<p>高齢者の尊厳を大切にし、その人らしく生きるための支援に中心的役割を果たしている地域包括支援センターの体制を強化し、質の確保された切れ目のないサービスが提供できるようにしてほしい。そのために、職員の増員が必要と考える。</p>	<p>ご意見も参考にさせていただきながら、引き続き地域包括支援センターの運営体制の充実を図ってまいります。</p>



12	<p>地域包括支援体制の充実是谁にとっても心強い施策だと思うが、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉…と法律や管轄により縦割りの施策になってしまいがちな制度やサービスについて必要に応じ柔軟に検討し、展開できるようになることを望む。お互いを知らないことから生まれる誤解や無関心が少しでもなくなっていくことを期待する。</p> <p>高齢者、障がい者、乳幼児、学童…という属性以前に、渋谷区で、その人なりにいきいきと安心して暮らしていきたいと願っている個人・家族であるという観点に立ち、本人・家族を包括的に捉えていく体制を望む。</p>	<p>他所管との情報共有、連携を進め、縦割りの行政ではなく、包括的、横断的にサービス提供や課題解決を図ってまいります。</p> <p>また、あらゆる人がいきいきと安心して暮らせるようなまちづくりをすることを基本理念とし、多様化した支援ニーズに柔軟に対応できるような包括的な支援体制の構築を目指します。</p>
----	---	--

13	<p>障がい者やその家族も高齢者となるが、障がい者は一般の方々より高齢化が早く訪れると言われている。また、8050問題と言われているように、保護者と本人の高齢化に対する対応が課題となっている。今まで障がいのある子どもの支援者であった保護者が、子どもの支援ができなくなり、保護者と子ども双方への支援を包括的に構築する必要のある家族も増えている。単独の制度や支援だけに精通していても、適切な支援に結びつかないケースが増加していくのは必至である。支援を必要とする人々・支援者が属性を超えて緩やかに混ざり合う場面を多くして、お互いを知り、理解者が増えていくことに関係所管が本気で共に取り組んでいただきたい。</p>	<p>第8期計画では、複雑化・複合化したニーズに対応できるよう、制度ごとの縦割りではなく、関係所管が横断的に情報共有を図り、関係機関や多職種とも連携しながら、支援を必要とする方が、その状況に応じた支援に繋がる包括的な支援体制の構築を目指します。</p>
14	<p>既に看取ったが、主人の両親と同居し、介護をしながら知的障がいがある自閉症の息子の子育てをするのは大変だった。高齢者福祉サービスと障がい者福祉サービスの両方を利用する中で、高齢者福祉サービス・介護保険事業の強みも知り、障がい者福祉にも活用していけると良いと思い、ひとつの家族と捉えて両方のサービスの組み立てを一緒にできたらと良いと感じた。 包括的、継続的、状況変化に応じた支援につながる制度を望む。</p>	

15	<p>憩いの場・集いの場や社会参加・生きがいづくりなどについて、高齢者の枠にとらわれることなく、包括的な展開がされて、誰もが相互に関わり合う地域づくりに結びついていくことを期待する。はつらつセンター幡ヶ谷には知的障がい者グループホームが設置され、恵比寿西二丁目複合施設も来年度開設予定である。区の施設の中で、様々な方々の生活を支援していく取組が複合的に展開され、自然に融和していくことの成果は大きいと感じている。共にいることが当たり前で、弱者と言われ支援される側の方々も、ある場面ではその力を発揮して支援する側となるような取組も期待する。</p>	<p>渋谷区でも、高齢者、障がい者、子どもなどあらゆる人が相互に関わりあうことができるまちづくりを進めていきたいと考えております。</p> <p>第8期計画では、多世代交流の推進をし、多世代が垣根なく交流できる居場所をつくり、社会からの孤立を防ぎます。</p> <p>支え・支えられる関係の循環は、地域共生社会において非常に重要な考え方であると認識しております。恵比寿西二丁目に、高齢者サービス、障がい者サービス、保育サービスを提供する複合施設を開設するため、相互に関わりあうことができるような取組を検討してまいります。</p>
16	<p>高齢者の見守りやサポート体制を強化してほしい。民生委員、ライフライン事業所、住民組織、非営利組織との情報共有や連携をより一層図ってほしい。</p>	<p>高齢者の見守りやサポート体制につきましては、今後の高齢者人口の増加を踏まえ、重要な課題と考えております。引き続き関係機関との情報共有及び連携を図ってまいります。</p>
17	<p>高齢者だけの世帯（日中独居世帯を含む）、介護・福祉サービスを利用していない高齢者世帯への支援を強化し、困難を抱えた高齢者が早期に介護・福祉サービスを利用し、孤立を防ぐように援助してほしい。各地域包括支援センターで、これらの世帯を専門知識と経験をもった職員が直接訪問し、日常生活をつかみ、支援する体制をとってほしい。</p>	<p>ご意見も参考にさせていただきながら、引き続き地域包括支援センターの運営体制を整備してまいります。</p> <p>また、渋谷区では、地域包括支援センターが見守りサポート協力員等と連携を図りながら、必要に応じて直接訪問しております。引き続き支援体制の強化を図ってまいります。</p>

18	<p>地域ケア会議は、住民本位のケアマネジメントとして位置付け、困難事例の解決や地域の課題を政策化することに繋げてほしい。また、地域ケア会議がサービス抑制とならないようにしてほしい。</p>	<p>渋谷区では、地域ケア会議について、医療・介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、個別支援のケースを通じた地域ネットワークの構築、地域課題の発見、地域づくり・資源開発を行うことにより、今後の政策形成につなげることを目的としています。その中で、住民のニーズを把握するように努めています。</p>
<p><b>バリアフリーについて</b></p>		
19	<p>「渋谷駅周辺地域」とあるが、渋谷区は高低差が大きい地形であるので、全ての地域でのバリアフリーを求めたい。一例として、天現寺交差点歩道橋について、都営住宅や広尾病院もあるため、エレベーターを設置するなど改善を求める。</p>	<p>渋谷区は、これまで東京都福祉のまちづくり条例に則り、バリアフリーに配慮したまちづくりを進めています。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けては、特に国内外から多くの来街者が想定される渋谷駅周辺地区についてより一層充実したバリアフリーの実現が急務であるため、渋谷駅周辺地区バリアフリー基本構想を策定してバリアフリー化の推進を図っております。渋谷駅周辺地区以外のバリアフリー化の推進については、各施設更新に合わせて東京都福祉のまちづくり条例に準拠した整備を進めるとともに、今後の渋谷駅周辺地区の実施結果を踏まえて検討していきます。</p>
20	<p>「中間まとめ」50頁に「渋谷駅周辺地区の一体的なバリアフリー化」について、バリアフリー化について述べられているが、渋谷区の交通バリアフリー策定には、障害当事者や高齢当事者の参画がなされなかった。交通事業者主導のバリアフリー化であったように感じられる。私は、新宿区と茨城県土浦市の交通バリアフリー策定及び推進に関わってきたが、</p>	<p>渋谷駅周辺地区バリアフリー基本構想策定に当たっては、平成29年度に高齢者・障がい者等の区民から構成される区民部会、交通事業者や施設管理者で構成される事業者部会、渋谷区の関係各課で構成される庁内検討部会によって、それぞれの目線でまち歩き点検や改善策検討等を行い、これらの活動内容を協議・調整する渋谷区バ</p>

	<p>高齢・障害当事者が参画して、バリアフリーの点検を行いつつ、基本構想策定し、推進し、完成後も高齢者・障害当事者が参画し、検証され修正しつつ、つくり上げ運用されないと、思わぬところに落とし穴があることを20年近くの活動で突きつけられている。高齢、障害者たる介護保険利用者が関わるには、やはり、高齢者・障害者が、介助者無しでも移動できる「単独自力」で試しながら、バリアフリー化を推進していかなければならないと考える。第8期計画においても、検討し、記載してほしい。</p>	<p>リアフリー推進協議会を組織して渋谷駅周辺地区のバリアフリー化を推進してきました。平成30年度以降も年1回以上、各部会と協議会を開催し、バリアフリー化の進捗管理やさらなるバリアフリー化の推進について協議・調整を行ってきたところです。</p> <p>第8期計画においても、引き続きこの取組を継続し、渋谷駅周辺地区のバリアフリー化に努めていきたいと考えています。</p>
<b>認知症施策の充実について</b>		
21	<p>認知症高齢者の希望や権利が尊重され、安心して自分らしく暮らせるような「地域づくり」にむけて、例えば世田谷区の認知症条例のような、自治体の責務を明確にし、区の決意と意気込みを区民に伝えとともに、区民が自分の問題として捉え、地域に自主的・自発的に関わることを認識する契機となるような取組を検討してほしい。</p>	<p>第8期計画では、「本人視点を重視した認知症高齢者等への支援」を重点的な取組とし、認知症の本人が希望を持って安心して生活できるような地域づくりを進めてまいります。また、地域でのあらゆる人が、認知症について自分ごととして考えられるよう、「本人ミーティング」を開催するとともに、認知症フォーラムや認知症サポーター養成講座等の普及啓発事業を継続し、その内容の充実を図ります。</p>
22	<p>認知症の方とご家族への支援、区民に対する啓蒙などの取組を強めてほしい。</p>	<p>認知症の方とご家族の支援につきましては、地域包括支援センターや認知症地域支援推進員が中心となり、医療や介護、地域の関係者と連携しつつ、それぞれの方の状況にあった相談支援を実施していきます。また、普及啓発につきましては、本人視点を重視し、あらゆる人が認知症について自分ごととして考えられるような取組を推進してまいります。</p>

23	<p>認知症患者を持つ家族が孤立しないような援助や家族同士で交流できる場所などを拡充してほしい。</p>	<p>介護者にあたる家族への支援は、複合的かつ複雑化した支援ニーズが顕在する近年においては、特に重要であると認識しています。そうした中で、介護者同士の交流の場や地域のつながりの場として機能する「介護者リフレッシュ交流会」や「認知症カフェ」等の更なる充実を図るとともに、そういった場に適切につながるような支援を実施していきます。</p>
24	<p>認知症による一人歩き(徘徊)などに伴う地域(企業、民間団体などを含む)の総合的な支援体制、徘徊に伴う事故等に対して行政支援策を講じてほしい。</p>	<p>認知症高齢者の行方不明対応につきましては、本人情報を事前に登録した「見守りキーホルダー」や、メールによる検索を行う「おかえりサポートメール」の取組を引き続き実施し、制度の周知を含め、充実した体制作りを進めていきます。また、認知症サポーターの養成やその活用の仕組みである「チームオレンジ」においては、企業や民間団体を含めた地域の関係者に広く参加を促し総合的な支援体制の構築を行います。また、その他の見守りの取組などと連携し事故等のリスクのある人への早期支援を実施していきます。</p>
25	<p>認知症高齢者支援で、「オレンジベルト」の資格講習などを行っていることは知っているが、資格取得者と地域包括支援センターなどとの関係が不十分。資格の活用をしっかり位置付けてほしい。資格を取ったが声がかからない、という知人がいたのは残念であり、「チームオレンジ」構築に期待したい。</p>	<p>認知症サポーターを認知症の本人やご家族への支援へとつなげる仕組みづくりにつきましては、これまでも課題として検討してまいりました。第8期計画ではその具体的な仕組みとして「チームオレンジ」の取組を行うこととしております。</p>

26	<p>認知症検査の実施について、認知症は本人が気づかないうちに発症し、進行するため、一定年齢で希望する人全員が受けられるような検査が大切であるため、計画の中で具体的に示してほしい。</p>	<p>認知症の早期発見という観点から、認知症検診については、一定年齢で一定程度の認知機能レベルの方を対象として、希望する人全員が受診できる仕組みを構築する必要があると考えています。具体的な実施方法については今後検討を進め、事業実施にあたっては、対象者に広く周知できる仕組みを構築していきます。</p>
27	<p>認知症高齢者等の支援は、知的障がいや発達障がいのある方々への支援にも活用できるものが実施・計画されている。</p> <p>行方不明者対応は対象者が認知症高齢者以外にも広がることを期待する。</p>	<p>第8期計画においては、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、相談を受け止め、総合的に相談者に合った情報提供や支援ができる体制を整備したいと考えており、高齢者部門に限らず、分野横断的な検討を進めていく予定です。そうした中で、高齢者に限らない行方不明者対応のあり方についても検討していきます。</p>
<b>介護予防・自立支援について</b>		
28	<p>政令改正により自治体の判断で可能となった総合事業の対象を要介護認定者まで広げることをしてほしい。第8期計画の中で、この概要とどの要件に該当しないのかも含め明記すべきである。</p>	<p>今回の改正で自治体の判断で総合事業の対象を要介護認定者まで広げることが可能となったサービスについては、渋谷区では実施しておらず、第8期計画の内容に影響はありません。</p>
29	<p>総合事業の申請者・利用者に対して、チェックリストにのみに依拠するのではなく、介護保険制度の内容を十分に説明したうえで、本人合意を得るように務めてほしい。</p>	<p>引き続き介護保険制度及び総合事業の内容について十分に説明をしたうえで、要介護(支援)認定申請又は基本チェックリストを実施してまいります。</p>
30	<p>総合事業で実施している訪問型と通所型の緩和したサービスAの報酬単価は「一定程度の研修を受けた」無資格者でも担えることを前提に報酬単価を国基準よりも約2割安くしている。しかし、実際には事業所には無資格の雇用者は極僅かしかいなく、資格のあるヘルパーがサ</p>	<p>訪問型サービスA及び通所型サービスAの単位数については、それぞれのサービス内容に応じ、国が定める額を勘案して適正な単位数を設定しており、第8期計画においても適正に実施していきます。</p>

	<p>サービス提供を担っている。</p> <p>また、事業所は低単価のために緩和サービス A の提供を控えるようになっている。</p> <p>専門職がサービスの提供を担っている実情に即し、また、事業所による利用者へのサービス提供を確保するためにもサービス提供を困難にしているサービス A の単価を国基準と同じに引き上げてほしい。</p>	
31	<p>転倒予防の体操、健康予防、認知予防の取組をインターネット配信とともに紙媒体で高齢者が活用できるように特集版を定期発行し、高齢者世帯に届けるようにしてほしい。</p>	<p>介護予防事業の運動講座の一部については、インターネットでの配信も検討しております。</p> <p>転倒予防に効果的な若返るダイヤモンド体操につきましては、タレントの井上順さんを起用した自宅で出来る体操動画を作成し、YouTube または区ホームページで公開しております。また、しぶや区ニュース令和 2 年 5 月 1 日号中面に特集記事を掲載しました。なお、過去の区ニュースは区ホームページにてご覧いただけます。</p> <p>定期的な紙媒体での周知については、インターネット配信の活用状況等を見極めながら、効果的な周知方法を検討してまいります。</p>



32	<p>住民や各団体が自主的に取り組んでいる高齢者を対象としたサロン・カフェ・食事会などの交流、転倒予防のための体操、健康講座などの活動を掌握し、高齢者に情報提供し、活用できるようにしてほしい。また、これらの活動に対する支援(場所の提供や費用助成、講師派遣など)をしてほしい。</p>	<p>社会福祉協議会が社会福祉協議会に登録しているサロンの情報を収集し、冊子として取りまとめ、配布及び社会福祉協議会のHPに掲載をしています。また、社会福祉協議会では、サロンの活動助成を行っております。</p> <p>住民や各団体が取り組んでいる活動について、高齢者の方に情報提供ができる仕組みづくりや支援の方法を引き続き検討してまいります。</p>
<b>高齢者補聴器購入助成事業について</b>		
33	<p>難聴高齢者への補聴器購入費助成を来年度から実施することが計画に盛り込まれていることを高く評価する。実施にあたり、助成の対象を住民税非課税世帯高齢者に限定せず、65歳以上の希望者全員とするようにしてほしい。また、補聴器の使用にあたって、その人に合った補聴器でないと聞こえは改善しないため、補聴器の選定、聞こえを良くしていくための調整などの支援も検討してほしい。</p>	<p>日常生活でのよりよいコミュニケーションの確保、積極的な社会参加の促進に加え、認知症施策の観点からも、難聴高齢者への補聴器の購入費助成について、実施に向けた検討を行っているところです。</p> <p>他区での実績や応能負担の観点等も踏まえた上で、具体的な助成対象者の要件や助成額を決定していきます。個人に適した補聴器の購入につきましては、区内の認定補聴器専門店を紹介することを検討しております。また、補聴器が継続して利用されるための調整支援については、今後の検討課題といたします。</p>
34	<p>高齢者補聴器購入助成事業について、高齢者は難聴から認知症になると聞くため、希望する区民全員に額を決めて補助金を支給してほしい。</p>	<p>助成対象者については、ご自身では購入が難しい方に対して、優先的に助成を行うべきと考えており、応能負担の観点も踏まえ、具体的な要件を決定していきます。</p>

デジタルデバイド解消事業について		
35	<p>退職後、区のパソコン教室に通いパソコン技術を習得したが、スマートフォンの講習もしてほしい。</p> <p>パソコンやスマートフォンの言葉は「横文字」が多く、分かりづらい。支援については、「日本語」「日常的な」言葉で指導してほしい。</p>	<p>シニアいきいき大学にて、パソコン講座と併せてスマートフォン講座も現在実施しております。</p> <p>デジタルデバイド解消事業についてもスマートフォン講座を開催していく方向で検討しております。また、参加者の皆様に分かりやすい言葉を用いるよう心掛けてまいります。</p>
36	<p>柱3の重点施策2「インターネットの活用により社会とのつながりを生み、孤立化を防止」について、シニアいきいき講座のパソコン教室などを充実させ、年齢を重ねてもインターネットを活用できる高齢者を増やしていくのは賛成だが、数値目標を決め、本人の意思に沿わないままスマートフォンやタブレットを貸与していくことは、通信費の費用負担やネット犯罪対策などの問題が多く反対である。</p>	<p>本事業を2年間の実証実験と位置付け、スマートフォンを保有していない高齢者の中から希望者を募り、スマートフォンの利用をお試しいただく機会を提供する方向で検討しております。</p> <p>また、ネット犯罪対策に関しましても、講座等でのサポートを強化していくことを検討してまいります。</p>
配食サービスについて		
37	<p>配食サービスは、栄養バランスの良い食事を提供する機能と合わせ、地域見守りネットワークとして位置付けてほしい。そのために、食事券事業をもとの配食事業に戻して配食と同時に高齢者の安否確認をするようにしてほしい。感染症の防止という点でも必要である。</p>	<p>令和2年度より、食事券事業として実施していた配食部分を切り分け、安否確認に重点をおいた配食事業としました。食事券の購入を不要とし、さらに利用しやすい制度としました。</p>

高齢者施設について		
38	「介護難民」を生み出さないため、特別養護老人ホームを増設してほしい。来年5月開設の「かなみの杜・渋谷」の84床増設だけでは、入所待機者(約400人、最長待機期間50か月)は解消できない。待機者を解消する数値目標とそれに見合う増設計画を具体化してほしい。都用地・国有地の活用なども具体化してほしい。	超高齢社会のなか、増加が見込まれる入所希望者や家族のニーズに応えることは重要であると考えております。 国や都用地などの公有地の活用をした民間事業者による特別養護老人ホームの参入誘致を日常生活圏域ごとのバランス等を考慮しながら検討してまいります。
39	特別養護老人ホームの入所については、要介護2以下でも、一律に特別養護老人ホームへの入居を制限しないでほしい。	特別養護老人ホームの入所については、国が示す指針に基づき、要介護3から要介護5までの人、または要介護1から2で居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることが認められる人を対象としています。
40	グループホーム、小規模多機能施設、いつでも利用できるショートステイを大幅に増やすなど施設や居宅系サービスを十分に整備してほしい、また運営費の助成も増額してほしい。	令和3年3月開設予定の恵比寿西二丁目複合施設には認知症高齢者グループホーム、看護小規模多機能型居宅介護事業所を整備します。引き続き、日常生活圏域ごとのバランスを考慮しながら整備を検討してまいります。また、随時事業者からの相談を受け付けます。運営費や整備費の助成については、東京都の補助金の活用や区独自の助成拡大を検討してまいります。
41	ICT機器の活用を理由に介護・高齢者施設の夜勤職員配置基準の緩和をしないでほしい。	職員配置の基準の緩和の予定はありません。ICT機器の活用や介護ロボットの導入により、安全性の向上や職員の負担軽減を図ります。

42	<p>介護ロボットの導入について、「介護職員の訪問、見回りを減らし、職員の精神的負担を軽減」とあるが、ロボットでは果たせない役割が多い。「介助」はロボットでもよいが、被介護者を安心させる精神面での訪問・見回りの部分では、ロボットではなく、介護職員が必要である。あくまでも介護職員の増員、労働条件の改善が必要と考える。</p>	<p>介護職員の増員や労働条件の改善に加え、介護ロボットを導入することで、入居者の安心やリスク軽減に繋がります。見守り支援システム(マットレスの下にセンサを敷き、入居者の状態をパソコンや携帯端末でリアルタイムに確認ができる介護ロボット)の導入により、入居者の行動(起き上がり・離床)や体調変化(睡眠・覚醒状態)を瞬時に把握できるようになり、より安全でタイムリーなケアの実施が可能になります。介護職員の増員や労働環境の改善については、引き続き介護事業所と情報共有を進めてまいります。</p>
----	--	--

### 住環境について

43	<p>渋谷区の高齢化の傾向調査で、「1人暮らし又は夫婦2人暮らしが約7割」とあるが、渋谷区に息子・娘たち、子どもたちが住める環境を目指してほしい。</p> <p>若者も住める街づくり(適当な価格の住宅提供など)を目指してほしい。区営住宅の増設もその一つである。</p>	<p>現在改定作業中の新たな住宅マスタープランでは「ライフステージの変化に応じて多世代で共生できる多様な住まいづくり」を基本方針の一つとし、「子育てや介護等、世帯状況の変化に応じた選択ができる住宅の整備」や「子どもが増えても区内に住み続けられる住宅供給」を基本施策とすることを目指しています。また民間と連携した多様な住宅により、居住水準を確保したシェアハウスやコレクティブハウス等若者も住める住まいづくりも目指します。区営住宅においては、今年度開設する恵比寿西二丁目住宅に一般世帯用住宅を増設します。</p>
----	--	--

介護従事者処遇改善について		
44	介護施設での虐待問題が報道されている中、ハラスメントの防止対策の研修は非常に大切である。介護職員の労働時間、待遇改善、職員増員と合わせて考えてほしい。	介護職員の人材確保・定着に向けては、労働環境の改善は重要であると考えています。その一つとして、介護事業の運営法人や現場での管理者に対し、ハラスメント防止対策を含めて職場環境の改善に向けた研修等を行っていきます。
45	介護従事者を増やすために現在取り組んでいる人材育成を抜本的に強化してほしい。また、処遇改善を国に求めるとともに、家賃補助、研修・講習会参加・資格取得などへの区独自の処遇改善策の強化とともに、給与助成、育成学校在籍時の奨学金返済助成なども検討してほしい。	介護職員の育成に向けては、主任ケアマネージャーの更新研修のための研修会やスキルアップのための研修等、現場のニーズを捉えながらより力を入れて取り組んでいきます。また、処遇改善策としては、介護職員宿舎借り上げ支援事業を令和2年度より開始しているほか、今後、これまでの初任者研修受講料補助事業に加え、実務者研修の受講料補助事業を実施する予定ですが、引き続き多様な視点から検討を行っていきます。
46	人材不足や報酬の低さなどで介護事業所の運営は困難を極めており、若い人が希望をもって働くことができる職種になっていない現状は異常である。特に訪問介護事業所は劣悪であり、介護保険発足時に、サービス提供を民間に丸投げしたことが今日の事態を招いていると考える。第3章に「介護保険事業の安定した運営」とあるが、その前提は介護保険事業者の安定した運営を保障することではないか。そのために、社会福祉協議会などと協力して渋谷区ならではのモデル事業所をつくり、必要な支援のあり方を探求してみてはいかかがか。	ご提案についてはご意見として承ります。引き続き介護事業所に対して適切な支援に務めていきます。

介護保険料・利用料、利用制限について		
47	高齢者の負担能力を超えている介護保険料を引き下げてほしい。そのために介護給付費準備基金などの活用をしてほしい。	第8期計画の介護保険料の算定に当たっては、これまで同様、低所得者層の負担に配慮するとともに、応能負担の原則の下、各々の負担能力に応じた適切な保険料を設定するため、介護給付費準備基金の活用も含めて検討していきます。
48	第四段階以下(住民税本人非課税世帯)の保険料については、もっと引き下げてほしい。	
49	介護保険料の所得段階別設定について、最高保険料の引き上げとともに高額所得者の保険料負担をさらに増やすために、合算所得5,000万円以上の保険料段階をさらに細分化して所得に比例した保険料となるよう応能負担の原則を強化した保険料体系にしてほしい。	
50	介護保険料を値上げしないでほしい。	今後3年間の介護サービス費用の見込み額を適切に推計したうえ、新型コロナウイルス感染症の影響や社会情勢、公平性などを十分考慮し、適切な保険料額の設定に努めてまいります。
51	<p>渋谷区の介護保険会計は毎年黒字続き(2019年:約6億、2018年約10億円、2017年:約7億円)であることから、第8期の介護保険料値上げはやめるべきである。</p> <p>また、コロナ禍においては、貧富の格差が広がり、低所得者のみならず、介護保険利用料が2割、3割負担の層も利用料が払えない等の変化が見られる。これらの事情を考慮し、(i)「保険料の決め方」、(ii)「16段階」、(iii)「渋谷区の保険料基準額」についても、検討すべきです。</p> <p>とりわけ、4千万円以上の13～14段階の人々から16段階の1億円以上の人々の段階をもう少し分けし、負担割合の適正化に踏み切るべきだと考えます。</p>	

52	<p>第三段階以下の低所得者への区独自の介護保険料軽減については、多くが生活費の備えである預貯金に対する利用制限を撤回してほしい。</p>	<p>第三段階以下の保険料額については、低所得者層へ配慮し、他区と比較しても低額な保険料設定をしております。区独自の保険料減額制度は、同じ保険料段階の中でも、なお支払いが困難な方に対する負担軽減を目的としています。個々の経済状況を把握するため、預貯金額の要件は必要と考えています。</p>
53	<p>保険料・手数料の減免制度がまだまだ知られていない。周知を徹底し、制度利用が必要な人が活用できるようにしてほしい。</p>	<p>区ニュースや保険料決定時の納入通知書送付の際にご案内を同封していますが、より一層の周知に努めてまいります。</p>
54	<p>利用料の負担軽減制度を拡充し、負担額助成は住民税非課税者にまで拡大するとともに、預貯金額の制限を撤廃してほしい。</p>	<p>「渋谷区介護保険サービス等利用者負担額助成制度」は、渋谷区独自の軽減制度です。助成の対象者としては、介護保険自己負担割合が1割であることから、住民税課税者の場合もあります。低所得者の利用負担額を軽減するための制度であることから、預貯金額の要件を撤廃する考えはありません。</p>
55	<p>区型介護サービスの生活援助サービスや高齢者世帯介助の利用に「介護区分支給限度額を超えない」という制限をなくし、必要なサービスを利用できるようにしてほしい。</p>	<p>介護保険を制度上の理由で利用できない方に対し、区独自のサービスとして介護保険制度を補完する趣旨で区型ホームヘルプサービスを実施しています。</p> <p>介護保険サービスにおいてホームヘルプサービスを利用される方は、サービス量の上限である区分支給限度額の適用を受け、その範囲内で調整しながら利用しているため、公平性の観点から区型ホームヘルプサービスにも区分支給限度額内の利用制限を設けております。</p>

56	<p>介護保険施設入所者・ショートステイ利用者の部屋代、食事代の負担軽減をしてほしい。</p>	<p>介護保険施設入所者・ショートステイ利用者の施設利用にあたり、利用者が自己負担するうち、居住費と食費を減額する「利用者負担限度額認定制度」があります。認定には、所得及び預貯金等の要件があります。</p>
57	<p>グループホーム、介護付き有料老人ホーム、小規模多機能施設の利用者の部屋代、食事代の負担軽減をしてほしい。</p>	<p>グループホーム、介護付き有料老人ホームの居住系サービスには、負担軽減の制度はありませんが、小規模多機能型居宅介護は、区独自の軽減制度である「渋谷区介護保険サービス等利用者負担額助成制度」の助成対象者の場合、介護費、滞在費及び食費の助成を受けることができます。</p>
58	<p>ケアプランの点検は、ケアマネージャーの裁量と利用者の意向を尊重し、利用抑制にならないようにしてほしい。</p>	<p>ケアプランの点検は、「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組の支援を目指して実施しており、利用抑制を目的として実施しているものではありません。個々の利用者が真に必要とするサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善するための点検ですので、その趣旨をご理解ください。</p>
<p><b>感染症対策や自然災害への支援について</b></p>		
59	<p>コロナ禍のもとで、高齢者は、感染防止のために介護サービス利用を控えたことによる状態の悪化、外出しないことによる運動不足、健康悪化、基礎体力の低下、人との交流が減ることによる孤立や認知症のリスクの増加等日常生活への支障が懸念される。また、家族の介護負担もより一層重くなっている。</p> <p>計画策定には、新型コロナウイルスによるこれらの懸念を考慮してほしい。</p>	<p>第8期計画では、感染症発生時や災害時の取組を重点的な取組に掲げ、コロナ禍においても、自宅にて健康維持のための活動ができるよう各事業について、オンラインによる配信を実施いたします。また、新型コロナウイルス感染症防止対策をした上で、安全に通いの場を開催するための方策を検討いたします。介護者のレスパイトの場として、家族介護者教室等をオンラインでも開催できるよう区内各施設と検討いたします。</p>



60	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響による介護事業所の感染の対策、サービス提供や利用者の変化、経営状況などの実情を掌握し、事業所・従事者への相談体制、感染防止に必要な消毒液、防具、設備の確保などきめ細やかな支援、対応をしてほしい。また、経営難に陥っている事業所に対し実情を掌握し、きめ細やかな救済策を講じてほしい。</p>	<p>感染防止に必要な防具(マスク・エプロン・ゴーグル・手袋)等は東京都の衛生部局と連携し、随時事業所に対し配布をしています。また、事業所に対し区独自の持続化給付金事業を令和元年10月から開始しているほか、その他の経費についても国や都の補助金を活用していただくよう周知をしています。また、感染拡大防止策として、12月より区独自に施設利用者や職員に向けたPCR検査事業を開始しました。引き続き事業所のニーズを注視しながら必要な支援に努めていきます。</p>
61	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響による高齢者の日常生活の変化、介護サービスの利用を控えたことによる状態の悪化、外出を控えたことによる運動不足と体力の低下、人との交流を制限したことによる孤立などの実態を実態調査の実施などにより掌握し、支援体制を構築してほしい。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の高齢者への様々な影響につきましては、地域包括支援センターが中心となってその実態の把握に努め、関係機関と連携しつつ適切な支援を実施していきます。</p>
62	<p>大規模な新たなウイルス感染や甚大な自然災害の発生時を想定した、高齢者世帯の支援、介護事業者・福祉施設の支援体制などを具体化し、支援体制を構築してほしい。</p>	<p>要配慮者への総合的な支援や、介護事業所に対し、自主防災計画や業務継続計画の策定支援、連絡体制の構築をしていきます。</p>
63	<p>新型コロナウイルスの感染拡大が猛威を振るうなかでの第8期事業計画策定であるため、その対策は事業計画の大きな柱にすべきである。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に関しては、第8期計画の中でも重点的な取組として位置付けています。介護サービスは高齢者とその家族の生活を支える上で欠かせないものであるため、適切な感染症対策を行った上でのサービス提供が求められるため、必要なサービスを継続して提供する体制の整備と支援に取り組めます。</p>

<p>① 感染が怖く、デイサービスの利用を控えたことで、筋力低下、転倒事故で入退院、精神的に追いこまれるなど生活に支障が出ている人もいます。国は、デイサービスの職員が利用者の自宅を訪問し臨時的にサービスを行うことを認めたようだが、訪問介護に慣れない職員にとっては簡単なことではなく、家族介護者のコロナ感染の不安や諸々の負担増・葛藤など筆舌に尽くしがたいことが多々ある。利用者や介護提供者等それぞれが抱えている問題に早急に対応すべきである。</p> <p>②新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた通所介護の報酬の特例について、厚生労働省は12月9日「来年度から新たな仕組みへ切り替える」ことの提案があったようだが、「事務が煩雑になる」「利用者負担が生じる」等の問題があり、また、利用控えが介護事業者の経営にも影響してくる。これらについて丁寧に把握し、改善につなげてほしい。</p>	<p>①新型コロナウイルス感染症発生後、厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」が発出され、その中で示された取扱いになります。利用者への説明と同意が前提であり、その上でサービスを提供することになります。</p> <p>②通所系サービス事業所の新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適切に評価する観点から介護報酬の算定について「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」で示された取扱いになります。介護支援専門員と連携の上、利用者へ十分な説明を行い、同意を得られた場合に、この取扱いによる介護報酬を算定することが可能とされています。新型コロナウイルス感染症に対応するため、居宅サービス計画を変更することも考えられます。居宅介護支援事業所や介護事業者に対して、常に情報提供をするとともに、留意点について周知しております。なお、令和3年度の介護報酬改定については、現在、国で審議されていることから、その動向を注視してまいります。</p>
---	--

※いただいた意見については、分類の都合上、同一意見として取り扱ったり、切り分けて記載している場合があります。